報 道 資 料

令和８年（２０２６年）１１月２４日

公立大学法人熊本県立大学

定期試験における不適正な行為に係る教員の懲戒処分について

本学教員による定期試験における不適正な行為に関し、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

記

１　処分の内容

（１）被処分者：公立大学法人熊本県立大学 総合管理学部 教授（男性・40 代）

（２）処分の種類：減給処分（平均賃金１日分の半額）

（３）処分の時期：令和８年（２０２６年）１１月２４日

（４）事実の概要

被処分者は、令和８年２月に実施された定期試験において、設問の読み取り不足の学生がいることに気づいた際、全員に対して公平に確認を促すべきところ、一部の学生に対してのみ設問を指し示して確認を促すなど、周知及びその方法が不適切であったこと、並びに、当該試験において、熊本県立大学試験に関する規程第３条第１項に規定する要件に該当しない理由及び同条第３項に基づく追試験受験許可願の未提出など、本来追試験及び単位認定ができない状態であるにもかかわらず、当該試験を受験しなかった学生に対して追試験等の手続きを進めたことが確認された。

２　その他（是正措置等）

・定期試験を受験した全学生の不利益を回避するため、希望者を対象とした再評価のための試験（再試験）を実施し、適正な成績評価を行った。

・不適正に実施された追試験については、事案発覚後に無効とした。

【問い合わせ先】
公立大学法人熊本県立大学
総務課（担当：久保田・桑原）
TEL: 096-321-6605（直通）